

平成五年運輸省令第三号

国際観光ホテル整備法施行規則

国際観光ホテル整備法（昭和二十四年法律第二百七十九号）の規定に基づき、国際観光ホテル整備法施行規則（昭和二十五年運輸省令第四十九号）の全部を改正する省令を次のように定める。

（用語）

第一条 この省令において使用する用語は、国際観光ホテル整備法（以下「法」という。）において使用する用語の例による。（登録の申請）

第二条 法第四条の規定によりホテルの登録申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載したホテル登録申請書を提出しなければならない。

（登録の申請）

二 法第四条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる事項

一

二 客室総数、第四条第一項第一号に規定するホテル基準客室の数及びその他の客室の数（通常一人で使用する客室とその他の客室とを区分すること）、ホテルの収容人員並びにロビーその他の客の共用に供する室及び食堂の面積）

一

三 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一

四 及び次に掲げる事項を記載した各階平面図（各客室（第四条第一項第一号に規定するホテル基準客室とその他の客室とを区別して着色すること））及び客室内部の主な設備

一

五 ロビーその他の客の共用に供する室及び食堂（それぞれを区別して着色すること）

一

六 並びにこれらの床面積（ハ・玄関、フロント、乗用の昇降機、浴室、シャワー室、便所、非常口への道順の標示、避難設備、消火器その他の主な施設又は設備（客室内部のものを除く。）

一

七 申請に係るホテルによるホテル業が旅館業（昭和二十三年法律第百三十八号）第三条第一項の規定による許可を受けていることを証する書類

一

八 申請に係るホテルが消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合することを証する書類

一

九 申請に係るホテルが消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合することを証する書類

一

十 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

十一 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

十二 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

十三 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

十四 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

十五 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

十六 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

十七 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

十八 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

十九 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

二十 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

二十一 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

二十二 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

二十三 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

二十四 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

二十五 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

二十六 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

二十七 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

二十八 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

二十九 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

三十 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

三十一 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

三十二 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

三十三 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

三十四 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

三十五 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

三十六 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

三十七 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

三十八 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

三十九 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

四十 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

四十一 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

四十二 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

四十三 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

四十四 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

四十五 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

四十六 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

四十七 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

四十八 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

四十九 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

五十 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

五十一 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

五十二 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

五十三 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

五十四 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

五十五 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

五十六 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

五十七 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

五十八 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

五十九 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

六十 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

六十一 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

六十二 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

六十三 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

六十四 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

六十五 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

六十六 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

六十七 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

六十八 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

六十九 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

七十 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

七十一 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

七十二 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

七十三 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

七十四 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

七十五 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

七十六 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

七十七 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

七十八 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

七十九 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

八十 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

八十一 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

八十二 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

八十三 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

八十四 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

八十五 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

八十六 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

八十七 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

八十八 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

八十九 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

九十 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

九十一 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

九十二 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

九十三 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

九十四 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

九十五 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

九十六 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

九十七 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

九十八 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

九十九 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

一百 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

一百零一 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

一百零二 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

一百零三 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

一百零四 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

一百零五 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

一百零六 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

一百零七 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

一百零八 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

一百零九 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

一百一〇 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

一百一一 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

一百一二 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

一百一三 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

一百一四 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

一百一五 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

一百一六 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

一百一七 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

一百一八 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

一百一九 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

一百二十 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

一百二十一 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

一百二十二 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

一百二十三 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

一百二十四 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

一百二十五 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

一百二十六 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

一百二十七 法第六条第一項第二号から第八号までのい

一

一百二十八 法第六条第一項第二号から第八号までのい</p

(外客接遇主任者の要件)

第七条 法第十一条の国土交通省令で定める外客接遇主任者の要件は、次のいずれにも該当するこ

ととする。

一 登録ホテルにおいて三年以上接客業務に従事した経験を有すること又はこれと同等以上の能力を有すると認められること。

二 登録ホテルにおいて外客接遇上必要な外国语会話の能力を有していると認められるこ

(料金)

(外客接遇主任者の職務)

第八条 法第十一条の国土交通省令で定める外客接遇に関する業務の管理に関する事務は、第十

三条第一項に規定する外客に接する従業員に対

する研修計画に関する事務とする。

第九条 法第十一条第一項の国土交通省令で定め

る業務に関する料金は、次のとおりとする。

一 朝食及び夕食の料金を含まない宿泊料金

二 朝食又は夕食の料金を含む宿泊料金を定め

た場合における当該料金

三 サービス料

法第十一条第一項の規定により料金の設定又

は変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した料金設定(変更)届出書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 登録ホテルの名称及び所在地

三 登録番号

四 届出に係る料金を適用する客室の種別及び

種別ごとの数

(変更の届出の場合は、新旧の対照を明示す

ること。)

五 届出に係る料金の種類、額及び適用方法

(変更の届出の場合は、新旧の対照を明示す

ること。)

六 届出に係る料金を実施しようとする年月日

七 変更の届出の場合は、変更を必要とする理由

八 法第十一第三項の規定による料金の公示

は、玄関又はフロントに第一項各号の料金を、客室に当該客室に係るこれらの料金を、それぞれ日本語及び外国語により記載して備え置き、又は掲示することにより行うものとする。

(宿泊約款)

第十条 法第十一第三項の規定により宿泊約款の設定又は変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した宿泊約款設定(変更)届出書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあって

は、その代表者の氏名

二 登録ホテルの名称及び所在地

三 登録番号

四 設定又は変更した宿泊約款(変更の届出の

場合は、新旧の対照を明示すること。)

五 設定又は変更した宿泊約款を実施しようと

する年月日

六 変更の届出の場合は、変更を必要とする

理由

法第十一第三項の規定による宿泊約款の公

示は、玄関又はフロント及び客室に当該約款を

日本語及び外国語により記載して備え置き、又

は掲示することにより行うものとする。

(施設の管理の方法)

第十二条 登録ホテル業を営む者は、次の方法に

より当該登録ホテルの施設を管理しなければな

らない。

一 次の設備等の状態について毎日一回点検

し、必要な整備をすること。

イ ホテル基準客室の浴室又はシャワー室、

便所、洗面設備、施錠設備、電話及び備品

ロ ロビーその他の客の共用に供する室及び

食堂の付近の共同用の便所

二 次の設備の状態について少なくとも毎年一

回定期に点検し、必要な整備をすること。

イ 換気設備

ロ 昇降機設備

ハ 冷房設備及び暖房設備

ニ 給排水設備

三 前号の点検又は整備をしたときは、遅滞な

ど。

イ 点検の年月日

ロ 整備の結果

ハ 整備の概要

三 前号の点検又は整備をしたときは、遅滞な

ど。

イ 点検の年月日

ロ 整備の結果

ハ 整備の概要

三 前号の点検又は整備をしたときは、遅滞な

ど。

(従業員の表示)

第十四条 登録ホテル業を営む者は、客に接する

従業員に、制服を着用させ、又はその他の方

によりその者が従業員であることを表示させな

ければ、その者をその職務に従事させてはなら

ない。

(外客の利便の増進のための措置)

第十四条の二 法第十三第四項の国土交通省令

で定める措置は、次のとおりとする。

一 複数の外国語による案内標識を整備するこ

と。

二 宿泊その他のサービスについて、クレジッ

トカードによる料金の支払を可能とし、か

つ、一定数以上の外客を受け入れる施設にあ

つては、本邦通貨と外国通貨の両替その他の

方法により本邦通貨の取得を可能とするこ

と。

三 インターネットを利用ることができる機

能を有する設備の整備を図ること。

四 外客の接遇の充実を図るために措置として

次に掲げるもの

こと。

五 外客接遇上必要な複数の外国語会話の能

力を有する従業員による接遇を可能とする

こと。

六 外国語により当該登録ホテル又は旅館の名

称を記載した看板を整備すること。

七 高齢者、身体障害者等が客室の利用を容易

にするための設備を整備し、備品を備えるこ

(教育の程度及び方法)

第十三条 登録ホテル業を営む者は、外客に接す

る従業員に対する研修計画を定め、これに従い

外客接遇上必要な外国语会話及び接客技術を習

得させることを内容とするものでなければなら

ない。

八 高齢者、身体障害者等が客室の利用を容易

にするための設備を整備し、備品を備えるこ

と。

九 記載して備え置き、又は掲示すること。

十 金を定め、当該料金を日本語及び外国語によ

り記載して備え置き、又は掲示すること。

十一 記載して備え置き、又は掲示すること。

十二 業員に観光庁長官の指定する者の行う研修を受

けさせるべき旨の通知を受けたときは、外客に接

する従業員を当該研修に参加させなければならない。

(承継の届出)

第十五条 法第十四条第四項の規定により登録ホ

テル業を営む者の地位の承継の届出をしようと

する者は、次に掲げる事項を記載した承継届出

書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 登録ホテルの名称及び所在地

三 登録番号

四 被承継人の氏名又は名称及び住所

五 承継の理由

六 承継の年月日

前項の承継届出書には、次に掲げる書類を添

付しなければならない。

一 当該承継の事実を証する書類

二 承継人にに関する第二条第二項第三号、第六

号、第八号又は第九号及び第十号に掲げる

書類

三 第二条第三項の規定は、前項第一号の場合に

準用する。

(経営の委任等の届出)

第十六条 法第十五条第一項の規定により営業若しくは事業の全部若しくは一部の経営の委任、

営業若しくは事業の一部の譲渡、営業若しくは事業の一部の賃貸又は営業若しくは事業の一部の分割による承継の届出をしようとする者は、

次に掲げる事項を記載した経営委任届出書、営業一部譲渡届出書若しくは事業一部譲渡届出書、営業一部賃貸届出書若しくは事業一部賃貸届出書又は営業一部分割承継届出書若しくは事業一部分割承継届出書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 登録ホテルの名称及び所在地

三 登録番号

載された案内書の配布その他の方法により提
供すること。

八 高齢者、身体障害者等が客室の利用を容易

にするための設備を整備し、備品を備えるこ

と。

九 金を定め、当該料金を日本語及び外国語によ

り記載して備え置き、又は掲示すること。

十 金を定め、当該料金を日本語及び外国語によ

り記載して備え置き、又は掲示すること。

十一 金を定め、当該料金を日本語及び外国語によ

り記載して備え置き、又は掲示すること。

十二 金を定め、当該料金を日本語及び外国語によ

り記載して備え置き、又は掲示すること。

十三 金を定め、当該料金を日本語及び外国語によ

り記載して備え置き、又は掲示すること。

十四 金を定め、当該料金を日本語及び外国語によ

り記載して備え置き、又は掲示すること。

十五 金を定め、当該料金を日本語及び外国語によ

り記載して備え置き、又は掲示すること。

十六 金を定め、当該料金を日本語及び外国語によ

り記載して備え置き、又は掲示すること。

十七 金を定め、当該料金を日本語及び外国語によ

り記載して備え置き、又は掲示すること。

十八 金を定め、当該料金を日本語及び外国語によ

り記載して備え置き、又は掲示すること。

十九 金を定め、当該料金を日本語及び外国語によ

り記載して備え置き、又は掲示すること。

二十 金を定め、当該料金を日本語及び外国語によ

り記載して備え置き、又は掲示すること。

二十一 金を定め、当該料金を日本語及び外国語によ

り記載して備え置き、又は掲示すること。

二十二 金を定め、当該料金を日本語及び外国語によ

り記載して備え置き、又は掲示すること。

二十三 金を定め、当該料金を日本語及び外国語によ

り記載して備え置き、又は掲示すること。

二十四 金を定め、当該料金を日本語及び外国語によ

り記載して備え置き、又は掲示すること。

二十五 金を定め、当該料金を日本語及び外国語によ

り記載して備え置き、又は掲示すること。

二十六 金を定め、当該料金を日本語及び外国語によ

り記載して備え置き、又は掲示すること。

五 経営の委任、譲渡、賃貸又は分割による承継の理由及び内容	六 経営の委任、譲渡、賃貸又は分割による承継の年月日
法第十五第二項の規定により解散の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した解散届出書を提出しなければならない。	一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二 登録ホテルの名称及び所在地	三 登録番号
四 解散の理由	五 解散の年月日
法第十五条第三項の規定により営業の全部又は一部の廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した営業廃止届出書を提出しなければならない。	一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二 登録番号	三 登録番号
四 廃止の理由	五 廃止の年月日
（旅館の基準）	

第十七条 法第十八条第二項において準用する法律第六条第一項第一号イの国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。	第一項第一号ハの国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。
二 登録番号	二 登録番号
三 廃止の理由	三 廃止の理由
（旅館の基準）	

八 客室に、非常の際に安全を確保する上で必要な事項を日本語及び外国語により記載した案内書が備え置かれていること。	九 客の宿泊に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約を締結していること。
三 浴室又はシャワー室及び便所の設備のある旅館基準客室の数が、一室以上あること。	四 冷水及び温水を出すことのできる洗面設備のある旅館基準客室の数が、四室（旅館基準客室の数が十五室を超えるときは、その超える客室の数の四分の一に四室を加えた数）以上あること。
五 法第十八条第二項において準用する法第六条第一項第一号の口の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。	六 法第十八条第二項において準用する法第六条第一項第一号ハの国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。
（旅館の基準）	

八 客室に、非常の際に安全を確保する上で必要な事項を日本語及び外国語により記載した案内書が備え置かれていること。	九 客の宿泊に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約を締結していること。
三 浴室又はシャワー室及び便所の設備のある旅館基準客室の数が、一室以上あること。	四 冷水及び温水を出すことのできる洗面設備のある旅館基準客室の数が、四室（旅館基準客室の数が十五室を超えるときは、その超える客室の数の四分の一に四室を加えた数）以上あること。
五 法第十八条第二項において準用する法第六条第一項第一号の口の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。	六 法第十八条第二項において準用する法第六条第一項第一号ハの国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。
（旅館の基準）	

二 ホテル登録簿又は旅館登録簿並びに登録実施事務に関する帳簿及び書類を観光庁長官が法第十二条第三項の公示、法第三十条第三項の公示並びに法第三十一条第二項の公示は、官報で告示することによって行う。

第三十条 法第二十二条第一項及び第三項の公示、法第二十八条第二項において準用する法第二十二条第三項の公示、法第三十条第三項の公示並びに法第三十一条第二項の公示は、官報で告示することによって行う。

第三十一条 法第三十五条の規定により情報提供機関の指定の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した情報提供機関指定申請書を提出しなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

二 情報提供事業を行おうとする事務所の名称及び所在地

三 情報提供事業の開始の予定日

四 情報提供事業を行おうとする事務所の登録簿及び登記事項証明書

五 その他情報提供事業の実施に関する必要な事項

六 情報提供事業の実施の方法に関する事項

七 情報提供事業に関する書類の管理に関する事項

二 情報提供事業を行おうとする事務所の登録簿及び登記事項証明書

三 情報提供事業の実施の方法に関する事項

四 情報提供事業に関する書類の管理に関する事項

五 その他情報提供事業の実施に関する必要な事項

六 情報提供事業の実施の方法に関する事項

七 情報提供事業に関する書類の管理に関する事項

二 情報提供事業を行おうとする事務所の登録簿及び登記事項証明書

三 情報提供事業の実施の方法に関する事項

四 情報提供事業に関する書類の管理に関する事項

五 その他情報提供事業の実施に関する必要な事項

六 情報提供事業の実施の方法に関する事項

七 情報提供事業に関する書類の管理に関する事項

二 情報提供事業を行おうとする事務所の登録簿及び登記事項証明書

三 情報提供事業の実施の方法に関する事項

四 情報提供事業に関する書類の管理に関する事項

五 その他情報提供事業の実施に関する必要な事項

六 情報提供事業の実施の方法に関する事項

七 情報提供事業に関する書類の管理に関する事項

第三十二条 法第三十七条の国土交通省令で定める登録ホテル等に関する情報は、次のとおりとする。

一 登録ホテル等の所在地、電話番号その他当該ホテル又は旅館の利用に当たつて通常必要となる情報

二 登録ホテル等において客の使用に供されている施設に関する情報

（情報提供事業実施規程）

（指定期間）

（登録料金）

